マージン率等の公開資料

2012年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後、『派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の割合(マージン率)』を公開することが義務付けられました。(法第23条第5項)

下記に当社における情報提供項目を公開いたします。

2022 年度労働者派遣事業の実績とマージン率等

事業年度	2022年11月1日から2023年10月31日まで
許可番号	派 13-309704
許可年月日	2018年3月1日
事業所名称	株式会社パーフェクトマニージ
事業所所在地	東京都千代田区隼町 3 番 19 号隼東幸t゙ル 6 階

派遣労	派遣先事	労働者派遣の料金	派遣労働者の賃金	マージン率
働者数	業所数	1日8時間当たりの平均	1日8時間当たりの平均	
4名	3 社	29, 736 円	15, 576 円	45. 26%

【マージン率の計算方法】

派遣料金の平均額-派遣労働者の賃金の平均金額

マージン率=

派遣料金の平均額

なお、マージンは以下の費用などが含まれ、次の計算式で算出されます。

社会保険料等の事業主 負担分	健康保険、厚生年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金(派遣先からは徴収できません)
	健康診断、採用、営業、就業管理費用等、事業運営にあたる労働者 の人件費、および事務室賃貸料や広告宣伝費、通信費をはじめとす る諸費用
営業利益	派遣料金から賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営費用を差 し引いた利益